

岡山県教育庁福利課
非常勤保健師（短時間勤務会計年度任用職員）の募集について

令和7年12月3日

岡山県教育庁福利課
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話（086）226-7603（直通）

岡山県教育庁福利課では、非常勤保健師（地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務の会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

記

1 勤務場所、任期、業務内容、応募資格等

（1）勤務場所

岡山県教育庁福利課内（県内出張あり）

（2）採用予定人数

1名

（3）任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任期満了をもって退職となります。

※任期満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

（4）業務内容

教職員の衛生管理（健康管理）に関する次に掲げる業務を行う。

ア 健康診断等の情報の入出力事務

イ 教職員からの電話、面接、メール及びオンラインによるメンタルヘルス等の健康相談対応

ウ その他教育委員会が必要と認める業務

（5）応募資格

ア 保健師助産師看護師法に基づく保健師免許を有すること。

イ パソコンの基本操作（Excel、Word等の入力、端末操作等）、窓口・電話対応ができること。

ウ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・ 岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 など

2 勤務条件、報酬等

（1）勤務日及び勤務時間

週（月～金）のうち4日（1週間当たり31時間）

8時30分から17時15分まで（休憩時間は12時00分から13時00分まで）

※勤務日及び勤務時間は、1日7時間45分・週31時間になるよう、あらかじめ割り振ります。

※公務の都合により、上記以外の勤務日及び勤務時間に振り替えることがあります。

※所定の勤務時間を超えて勤務していただく必要がある場合は、事前命令により時間外勤務を行ってい

ただきます。

(2) 週休日及び休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、週(月～金)のうち勤務を要しない1日。

(3) 年次休暇(有給)

週の勤務日数、任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間(勤務実態が継続している場合は通算)に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。)に定める日数が任用時に付与されます。

(4) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- ・ 有給(公民権行使、官公署出頭、災害による現住所滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季3日、妊娠婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、不妊治療(出生サポート)、産前産後、配偶者出産、育児参加、私傷病)
- ・ 無給(子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊娠疾病・健診、公務上の傷病、骨髄等ドナー)

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び職員の育児休業等に関する条例(平成4年岡山県条例第3号)に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

(5) 報酬等

基本単価: 日額10,190円～10,620円で学歴・職歴を考慮して決定

(令和7年12月1日現在。変更される場合があります。)

交通費: 一般職員に準じて計算し、勤務日数に応じて日額支給

※上記のほか、期末・勤勉手当が支給されます。(基準日在職している等一定の要件を満たす場合)

※上記のほか、一般職員に準じて地域手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬が支給される場合があります。

(6) 社会保険等

雇用保険、健康保険、厚生年金保険が適用されます。(勤務時間が一定時間以上である等一定要件を満たす場合)公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険又は公務災害補償に準じた補償が適用されます。

(7) その他

- ・ 他の勤務条件については、規則によることとします。
- ・ 地方公務員の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。
- ・ 営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されませんが、他の仕事との兼業(他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等)を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。(利害関係者との関係等により公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合など、必要に応じて一定の制限を課すことがあります。)
- ・ この募集は、令和8年度当初予算の成立を前提に行うもので、内容が変更となる場合があります。

3 応募方法

岡山県電子申請サービス(インターネット)による申請

手続き名「令和8年度岡山県教育庁福利課非常勤保健師採用試験申込」

4 電子申請の手順について

①電子申請サービスの利用者登録

電子申請による手続を行うには、電子申請サービスの利用者登録（ID 及びパスワードの取得）が必要となります。（既に登録している場合、新規の登録は不要です。）次のページにアクセスし、画面中段にある「新規登録」から利用者登録を行ってください。（登録にはメールアドレスが必要です。電子申請サービスから届くメールが受信できるよう、各自の責任においてメールの設定を適切に行ってください。）

【岡山県電子申請サービス】

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ここで登録したメールアドレスが、そのまま利用者 ID となります。

【入力上の注意等】

電子申請サービスには、入力時間が設定されており、入力時間（約 50 分）を超えると破棄され、再度入力が必要となります。「操作時間延長」（入力ページ右部）や「入力中のデータを保存する」（入力ページ下部）を適宜活用してください。保存後は、再度ログインし、「一時保存申込」（入力ページ上部）を活用し、未入力部分を継続して入力してください。氏名や住所、文字等を入力する際は、環境に依存しない文字（JIS 第一水準漢字又は JIS 第二水準漢字）で入力してください。（利用できない文字例：高、崎など。）なお、ローマ数字（I、II、…）も環境に依存する文字であり使用できませんので、算用数字（1、2、…）に置き換えてください。

②電子申請による申込

①で取得した ID 及びパスワードを用いて、岡山県電子申請サービスにログインしてください。ログイン後、「令和 8 年度岡山県教育庁福利課非常勤保健師採用試験申込」を選択し、「手続き申込」画面に進み、申込画面の指示に従って必要事項の入力、様式のダウンロード及びアップロードを行ってください。（検索メニューの「手続き名」に「福利課非常勤保健師採用試験申込」と入力して「検索」を行ってください。）

次の URL 又は二次元コードからもアクセス可能です。

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=53156

※申込における入力事項

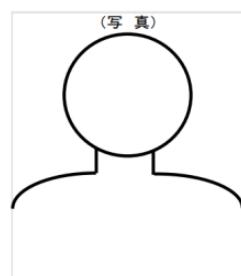
- ・基本情報（氏名、現住所、連絡先、学歴、職歴等）
- ・顔写真の画像ファイル（③の内容を参照してください）
- ・保健師免許証の画像ファイル（PDF、JPEG、JPG 形式）



③出願者の顔写真（画像ファイル）の添付

入力の際、次の規格を満たす顔写真（画像ファイル）を申込書の所定の位置に添付してください。

- ・本人のみ上半身が撮影されたもの
- ・申込前 3 か月以内に撮影されたもの
- ・無帽で正面を向いたもの
- ・背景や影がないもの
- ・JPEG 形式又は JPG 形式であるもの
- ・概ね縦 4 : 横 3 であるもの
- ・面接時に眼鏡を着用する場合は、眼鏡を着用したもの



④受付完了

当課において入力データ及び添付ファイルの確認後、受付完了メールをお送りします。このメールをもって

正式に受付完了となります。申込から1週間後（申込日が受付締切日から一週間以内の場合は1月21日）までに受付完了メールが届かない場合は、福利課福利厚生班（086-226-7603）まで連絡してください。

利用者登録時に入力したメールアドレスに誤りがある場合は、受付完了メールが送信できないため、十分ご注意ください。また、採用試験の日程等の連絡も同メールアドレスに送付しますので、随時確認をお願いします。

5 受付期間

令和7年12月3日（水）から令和8年1月16日（金）17:00まで

6 試験について

- (1) 試験会場 岡山市北区内山下2-4-6 県庁西庁舎4階 岡山県教育庁福利課
※周辺には駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- (2) 試験日時 令和8年1月下旬予定。詳細な日程については個別に連絡します。
- (3) 試験内容 面接試験（業務遂行能力、人柄等に関する口述試験）